

社会歯科学会 会則

制定	平成19年6月17日
改正	平成20年6月22日
改正	平成24年6月17日
改正	平成25年4月1日
改正	平成27年6月21日
改正	平成29年6月11日
改正	平成30年7月1日
改正	令和4年11月13日
改正	令和6年6月23日

第1章 総 則

- 第1条 本会は、社会歯科学会（The Japanese Society of Social Dentistry）と称する。
- 第2条 本会は、歯科界を取り巻く諸事情の中で、社会歯科学の進歩と発展を図り、もって国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、上条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 学術大会及び研修会等の開催
 - (2) 機関誌の発行
 - (3) 調査及び合同研究
 - (4) その他本会の目的達成に必要な事項
- 第4条 本会は事務局を東京都中央区東日本橋2-28-4 ヘルスケアリサーチ株式会社内に置く。

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は次のとおりとする。
- (1) 正会員 本会の目的に賛同する者及び団体
 - (2) 賛助会員 本会の目的並びに事業に賛同する法人及び団体で理事会の承認を得たもの
 - (3) 名誉会員 本会の発展に功労があった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者
 - (4) 学生会員 本会の目的に賛同する学生（大学院生を含む）
- 第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書に入会金およびその年度会費を添えて提出しなければならない。
- 第7条 会員は次の事由が生じた時は会員の資格を喪失する。なお、退会を承認された者の既納入金および会費などは返還しない。
- (1) 退会を届け出た者
 - (2) 会費の納入が無い者
 - (3) その他本会員として相応しくない行為のあった者

第3章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	若干名
理事	15名以内
評議員	20名以内
学術大会会長	1名
研修会会長	1名
監事	2名

第9条 理事長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代理し又は代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、総会及び理事会に提出される議事を審議するほか、会務を分掌し執行する。
- 4 評議員は、評議員会を組織し、会務の重要事項について審査する。
- 5 理事のうち若干名で常任理事会を構成し、事業の執行にあたる。常任理事は理事長が指名し、理事会の承認を受ける。
- 6 学術大会会長は、当該年度の学術大会を企画し運営する。
- 7 研修会会長は、当該年度の研修会を企画し運営する。
- 8 監事は、本会の会務の執行状況および財産状況を監査する。

第10条 理事長は、必要な助言を得るため、評議員会の同意を得て、顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問の任期は、委嘱した理事長の任期に準ずる。

第11条 理事長は、総会で決定する。

- 2 副理事長及び理事は、正会員の中から理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、正会員の中から理事長が委嘱する。
- 4 学術大会会長は、理事会で選出し決定する。
- 5 研修会会長は、理事会で選出し決定する。
- 6 監事は総会において正会員のなかから選出する。
- 7 理事長選出に関する規定は別途定める。

第12条 理事長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、副理事長、理事及び評議員の任期は、委嘱した理事長の任期の終了すべきときまでとする。

- 2 学術大会会長の任期は1年とする。
- 3 研修会会長の任期は1年とする。
- 4 役員は、任期満了後でも後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。
- 5 役員は、再任されることができる。
- 6 任期満了前に理事長が欠け、これを補うために選任された理事長の任期は、その前任者の残任期間とする。学術大会会長もしくは研修会会長が欠け、または監事に欠員が生じ、これを補うために選任された者の任期も、その前任者の残任期間とする。

第4章 会議及び学術大会

第13条 本会の会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

第14条 総会及び評議員会は、毎年1回理事長が招集する。

第15条 前条のほか、必要があるときは、臨時評議員会および臨時総会を理事長が招集することができる。

第16条 総会の議長は、その都度出席した正会員の中から選出することとし、必要に応じ副議長を選出することができる。

第17条 評議員会の議長は、その都度出席した評議員の中から選出することとし、必要に応じ副議長を選出することができる。

第18条 理事会は、理事長が必要と認めたときは、その都度招集する。

第19条 理事会の議長は、理事長が務める。

2 監事は、随時会議に出席して意見を述べることができる。

第20条 総会、評議員会及び理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において議長は、その構成員として議決に加わることができない。

第21条 議長は、各会議について、その都度議事録を作成し、事務局に保管しなければならない。

2 総会の議事録については、出席の正会員のうち2名の議事録署名人を議長が指名し、署名、捺印せしめるものとする。

第22条 会長は、必要があると認めたときは、委員会を設置することができる。

第23条 本会の学術大会は、年1回通常総会の際に行う。

第24条 本会の研修会は、年1回行うものとする

第25条 その他必要に応じて研究集会、講演会、講習会その他を随時開催するものとする。

第5章 資産及び会計

第26条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 会費（入会金を含む）
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生じる果実
- (6) その他

第27条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金、及びその他をもって支弁する。

第28条 入会金、会費の額の決定は、総会の議決による。

第29条 本会の予算は、毎会計年度の初めに事業計画とともに編成し、通常総会に提出して、その議決を得なければならない。

第30条 本会の決算は、毎会計年度終了後に作成し、監事の監査を受け、通常総会に提出して、その議決を得なければならない。

第31条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第6章 会則の改正その他

第32条 本会則の改正は、理事会の議決及び評議員会の承認を経て総会で決定する。

第33条 本会則により本会を運営するにあたり、理事会で必要な内規を定めることができる。

附則 本会は、旧社会歯科学研究会の資産を継承する。

2 本会則は令和4年11月13日より施行する。